

全国障害者スポーツ大会派遣等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国障害者スポーツ大会派遣等事業費補助金（以下「本補助金」という）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、全国障害者スポーツ大会（オープン競技）派遣及び団体競技中四国ブロック予選会派遣及び全国障害者スポーツ大会オープン競技予選会の開催をすることにより全国の障がい者との相互に戦い友好を深めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会は、前条の目的の達成に資するため、全国障害者スポーツ大会派遣等事業（以下「補助事業」という）を行う各競技団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という）の実支出額の合計額から寄付金等その他の収入（本補助金を除く）を控除した額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、様式1号、様式3号及び様式4号を会長が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して、20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 補助事業に係る実績報告は、補助事業の完了又は中止、若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告は、それぞれ様式2号、様式3号及び様式4号によるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は令和元年4月11日から施行する。

2 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会派遣等事業	・旅費・報償費・需用費 ・役務費・使用料及び賃借料 ・その他会長が特に必要と認める経費	10/10
団体競技中四国ブロック予選会派遣事業	・旅費・報償費・需用費 ・役務費・使用料及び賃借料 ・その他会長が特に必要と認める経費	10/10
全国障害者スポーツ大会オープン競技予選会開催	・旅費・報償費・需用費 ・役務費・使用料及び賃借料 ・その他会長が特に必要と認める経費	10/10